

総務企画委員会記録
＜第1号＞

平成20年第4回沖縄県議会（11月定例会）閉会中

平成21年1月7日（水曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成21年1月7日 水曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午前11時24分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 平成20年 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例
第4回議会
乙第1号議案

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	島 袋 大 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	新 垣 清 涼 君

委員 玉城義和君

委員外議員 なし

欠席委員

吉元義彦君

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長 宮城嗣三君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

平成20年第4回議会乙第1号議案を議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、平成20年第4回議会乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例について審査を行います。

なお、本議案につきましては、平成20年11月定例会において提案されましたが、なお慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であり、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

宮城嗣三総務部長。

○**宮城嗣三総務部長** 乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例について、継続審議後の状況を説明します。

この議案については、11月定例会で本条例案が継続審議となった後、昨年12月24日に、宮古・八重山地域の各市町村長に対して、説明を行ってまいりました。

宮古島市につきましては、宮古支庁長が副市長と面談の上、説明を行った後に、県外出張中の市長に私のほうから電話にて説明を行っております。

その際に、前市長からは、現在の支庁の機能が大体維持され、土地改良事業等に支障がなければ、差し支えないとの発言がありました。

多良間村につきましては、総務統括監を派遣し、村長及び副村長と面談の上、説明を行っております。その際に、村長からは、組織の効率化が図られ、事務所長が調整機能を担うのであれば、県の立場を理解するとの発言がありました。

石垣市につきましては、県庁において、私が市長と直接面談の上、説明を行いました。その際に、市長からは、支庁長のさらなる権限強化を求めたが、県の立場として、それが難しいのであれば、行財政改革の観点から今回の支庁改編は、やむを得ないとの発言がありました。

竹富町につきましては、八重山支庁長が町長と面談の上、説明を行っております。その際に、町長からは、自分自身、行財政改革を進める立場にあり、県の立場は十分に理解できるとの発言がありました。

与那国町につきましては、町長に電話にて説明を行っております。

その際に、町長からは、県の内部組織の問題であり、行財政改革を進める立場から、県の考え方を支持するとの発言がありました。

以上のことから、県としましては、支庁組織の改編について、地元市町村長の理解をいただいたものと考えております。

以上、乙第1号議案について説明しました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、平成20年第4回議会乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 地元では、これから宮古地域、八重山地域の振興発展に今回の設置条例の改編によって影響がないのかどうかという懸念、心配があったと思うんですが、その辺はどのように説明をし、理解を求められてきたのか説明をお願いいたします。

○宮城嗣三総務部長 地元からの懸念としましては、支庁を改編することによりまして行政サービスが低下するのではないかという部分と、自然災害等に対する危機管理体制の低下への懸念、工事請負費に係る予算執行権に対する懸念がございました。これにつきましては本会議でも答弁いたしましたけれども、

行政サービスにつきましては支庁組織の改編によって、これまで長年親しんでこられた支庁という名称はなくなりますけれども、現在の支庁の内部組織は宮古・八重山事務所、それから福祉保健所、農林水産振興センター、土木事務所等として存続し本庁各部と直結することにより、これまで以上に意思決定の迅速化や業務執行の専門性の向上が図られることから、住民サービスの向上につながるものと考えてございます。それから自然災害に対する危機管理体制につきましては、沖縄県地域防災計画で定められた組織において対応することとしており、必要な情報収集は連絡調整機能と組織体制はそのまま維持されることから、危機管理体制の低下はないものと説明してございます。それから工事請負費に係る予算執行権限につきましては、改編後の土木事務所、農林水産振興センター及び新石垣空港建設事務所の出先機関の長の予算執行権限を現在の支庁長の予算執行権限である1億5000万円まで引き上げ、権限の強化を図ることとしており、これについても問題はないと説明しているところでございます。

○**新里米吉委員** そのほかに県のほうからこの間、事務所長を統括監クラスへという話もあって、そのことに対しても地元からの懸念があったと思うんですが、参事監の配置等についての説明はされていたのか、その辺についてもお願いしたいと思います。

○**宮城嗣三総務部長** 現在の支庁長につきましては、部長クラスという形になってございます。この改編後につきましては、統括監クラスを配置するということになってございますが、ただ地元からは若干部長クラスと統括監クラスについての懸念があるものですから、そういうことで我々としては今回4月の人事に当たりましては暫定的に参事監兼統括監を配置したいという説明をしてまいりました。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 今回の条例改正ですが、11月議会に提案された中身で違いはありますか。前回いただいた資料に、地元の理解が得られたという説明をされていらっしゃるようですので、この中に何か変化はありますか。

○**宮城嗣三総務部長** 改編の条例案を提案する前段階としまして、地元への説明会を行いまして、その際特に一定の理解が得られたものと理解をしまして、

条例案を11月議会に提案したところでございますが、その後石垣市、宮古島市から再度要請があったものですから、その分についてさらに説明をし、理解を求めたという状況でございます。

○新垣清涼委員 そうしますと、先ほど総務部長が説明していましたが、今回は地元の要請を受けて事務所長のクラスを統括監から参事監兼統括監という話をしたいという説明をされたわけですね。それで理解が得られたということになっていると思うんですが、やはり地元の一定の理解という、これはマスコミでの表現なんですけど、一定の理解を得られて今回はどうしても取り組みたいという話ですけども、地元が懸念されているのは把握されていますか。

○宮城嗣三総務部長 今回の支庁の改編につきましては、行政組織の内部的な問題だろうと理解してございます。ただ、その中で宮古支庁、八重山支庁につきましては従来、歴史的に地元と密着をして行政を推進してきたという観点から、恐らく部長クラスの職が統括監クラスになるという形の懸念があろうかと感じられるものですから、組織改編上は統括監クラスに位置づけますけれども、ただいきなり部長クラスから統括監クラスに、それから組織の改編もあわせてということになりますと、要するに地元の懸念が完全に払拭されていない状況と一こういう言い方は非常に失礼かもしれませんがその懸念と申しますか、我々は統括監クラスで十分だと考えていますけれども、長年の部長クラスを廃止した経緯からしますと、やはり最初の組織改編に当たっては暫定的に部長クラスを配置しまして、地元の懸念を払拭したいということで、そういう説明をしてきております。

○新垣清涼委員 今の総務部長の説明にありましたように、地元との密着した形でこれまで両支庁長の役割があったという説明がされていますよね。そうすると支庁の中に支庁長をなくすということによっても機能は維持されるということなんですけれども、それはどのようにして条例の中で表現していかれるのか、あるいは組織の中で、現場に対してどのようにして担保していかれるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○宮城嗣三総務部長 支庁という組織を考えた場合に、従来から議論されております総合調整機能と俗にそういう言われ方をして議論をしてまいりましたけれども、我々が今回組織を改編するに当たりましては、予算の編成権や企画立案権とかそういったものの権限については本庁の各部局長が担っているだろう

と理解しているところでございます。したがいまして、出先機関でございます支庁につきましては執行機関、要するに事業を遂行するための機関であろうと理解をしているところでございます。したがいまして、組織の簡素合理化という観点から、本庁各部局長と直結させたほうがより迅速、効率的な行政組織になるのではないかと考えて、今回の改編を提案したところでございます。しかしながら懸念されますそれぞれの組織の連絡調整機能については、今統括監クラスを組織的に配置しますけれども、沖縄県行政組織規則の中でそれについては事務所長の権限の中に規定しまして対応させたいと考えております。

○新垣清涼委員 沖縄県行政組織規則の中で明確にしていかれるということですね。わかりました。以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 地元の市長などがやむなく同意したということでもありますけれども、新聞報道を見ても本音は残してほしい、存続してほしいと。しかし沖縄県の行財政改革云々ということで、消極的な同意となっているんですけれども、そのときの前提として条件つき賛同だと思えますけれども、いわゆる皆さんが言う同意という前提で出された中身、少なくともこれはちゃんとしてほしいという前提と申しますか、無条件の同意ではないですよ。具体的にどういう意見が皆さんのところに要望なりとして出されたのか、答えていただけませんか。

○宮城嗣三総務部長 特に条件ということではございませんで、離島地域の振興について支障がないようにということと、石垣市長のほうからは権限移譲について特に調整をお願いしたいという要望がございました。

○前田政明委員 少なくとも現支庁機能の維持と権限移譲を強く求めたと言われておりますけれども、大瀨石垣市長は現支庁機能の維持と権限移譲を強く求めたということですが、現支庁機能の維持というのは具体的にはどういう中身なんですか。

○宮城嗣三総務部長 直接面談した際の具体的な話の中では、工事請負費の執行権限については1億5000万円ということで、現在と変わらないのでいいので

はないかということではございました。石垣市長からは部長クラス以上の権限、要するに庁議への出席、県議会の出席等については求めたけれども、県のほうが難しいということであれば、それ以上は求めないという話でございました。

○前田政明委員 現在の支庁の機能を低下させないこと、県が管理する県道、空港などを市への権限移譲を財政つきで行うことという形で述べられたと思うんですけども、この間の説明の中では参事監というのは出ていませんよね。部長クラスですよ。私がお聞きしたいのは、いろいろ言ったけれども構造上できないと言われてた新聞では報道されていますけれども、要するに現機能と同じような、いわゆる現在の支庁の機能を低下させないということに対する要望に対しては、どのような対応をされているのですか。

○宮城嗣三総務部長 先ほども説明いたしましたけれども、現在の支庁は総合調整機能ではなくて事業を執行するための連絡調整機能を担っているであろうと理解してございます。改編後についても、その機能については変更がないと説明をしたところでございまして、それにつきましては特に先ほども申し上げましたように1億5000万円という現支庁長の権限と同等であるということであれば理解するというところでございます。

○前田政明委員 現支庁長の機能は総合調整機能は持っていないと今言われましたよね。これはどういう根拠で述べているのですか。

○宮城嗣三総務部長 総合調整機能ということで我々が考えていましたのは予算編成権なり企画立案権、そういったものを総合的に支庁長ができるというのが総合調整機能と理解してございました。申し上げておりますように、主要な施策等につきましては、本県の場合は国の補助事業が主であるということもございまして、県単の事業が少ないということもございまして、予算編成権、人事権、それについては本庁の各部長が担っているというような状況でございます。したがって、支庁長においてその権限を付与していないというのが実態でございまして、そういう実態をとらえて総合調整機能が現在のところないと我々としては理解しているところでございます。

○前田政明委員 今の支庁長体制にすることにした理由、何年前ですかね、そのときの考え方なりを説明してもらえませんか。

○宮城嗣三総務部長 現在の支庁組織につきましては平成8年度に総合調整機能を持たせようということで支庁長の職位を部長級として工事請負費の予算執行権限等を拡大したところでございます。したがって別の出先機関よりは支庁長の予算執行権限については1億5000万円までとやっております。しかしながら県行政における事業施策の推進や予算調整、企画立案等に係る総合調整機能については全県的な地域バランスを考慮して行う必要があることから、これらの総合調整機能は本庁部長に付与され、結果として支庁長の権能につきましては管内県関係における連絡調整機能にとどまっているのではなかろうかと評価しているところでございます。

○前田政明委員 県議会での質問の中で、知事は離島振興との関連で、機構改革の中身について伺いたい、特に支庁の権限について伺いたいという御質問にお答えいたしますということで、離島過疎地域の均衡ある発展を図るとともに、特色ある豊かな地域づくりを進めるためには総合的かつ効果的な行政の推進を図り、地域の課題に市町村と連携して取り組む行政組織を確立する必要があります。このため、本庁部門においては地域離島振興局を設置するほか、宮古・八重山地域において地域の一体的な振興を図るため、福祉事務所、農林土木事務所、土木事務所等の出先機関を支庁に統合し、支庁長の総合調整機能を高め、両地域の地域完結型システムを強化するため、これまで本庁で保留されていた権限を大幅に支庁長に移譲することとしております。次に、現業部門と管理部門の合体によって業務推進上支障はないかというような趣旨の御質問にお答えしますということで、これは農林土木事務所や土木事務所のことと理解しておりますが、農林土木事務所や土木事務所等の出先機関の支庁への統合は縦割り行政の弊害を緩和するとともに、支庁長の総合調整機能を強化する効果があると考えております。また、事務部門と技術部門が同一の組織に属することによって、地域住民の意向を反映した土木事業の実施や生産計画に基づいた土地改良事業の実施など、ハード部門とソフト部門の一体的計画的な実施が可能になると考えております。これが改編した理由じゃないんですか。

○宮城嗣三総務部長 改編した理由につきましてはおっしゃるとおりだと理解してございます。ただ最近、平成12年以降は地方分権という流れの中で住民に近い行政につきましては基礎自治体である市町村が担うということが求められてまいりました。そういう情勢の変化等もございまして、今回の改編を提案したところでございます。また、当初予定しておりました支庁長への大幅な権限移譲というところでは実質的には予算がかなり大きな面があるかと思えます

が、先ほども説明しましたように県の予算そのものにつきましては土木建築部や農林水産部は国庫補助事業関連が非常に大きい分がございまして、全県的な視野から予算を編成するという観点もございまして、なかなかそういう権限が発揮できなかったと理解しているところでございます。

○前田政明委員 先ほどの総務部長の答弁は総合調整機能がないと答弁されましたよね。今私がこのことを言わなければ、総務部長はそういう答弁で私たち県議会議員に対して事実をゆがめて、組織改編を強行しようとするとしたら僕は思えないのだけれども、最初の趣旨の中身ではちゃんと総合調整機能の役割・意義、そしてソフト部門とハード部門が果たす意義、そういうことを県庁としては決定してきているわけでしょう。それを聞いているんです。ちゃんと答えてください。

○宮城嗣三総務部長 総合調整機能という部分でお答えしたと理解しておりますけれども、当時の平成8年度の編成につきましては、そういう趣旨で支庁組織を強化したと理解しております。

○前田政明委員 それで私は沖縄県の行財政改革プランは本当に破綻をしている。小泉改革の三位一体の構造改革は地方自治の破壊だと思うんですよ。今の実状、合併の強行も含めてですよ。本当の意味で住民自治というならば、やはり地域住民が離島なら離島で一貫性を持って対応する。その中で総合調整機能を図って意見を述べる。私は八重山地域にも行って調査してきましたけれども、現場のいろいろな労働者の話を聞いても、やはり総合調整機能、合議制ですね。一つのことについていろいろ議論する中で認識が深まる。そして同じ事業をするのにも非常に地域に密着した地域の住民が納得するものができる。そういう面ではこれは縦割りで土木は土木、農林は農林の直結型でいけば、これはどうするのかと私はやはり三位一体の改革は地方自治を破壊する方向にいつているのではないか。これはインターネットで徳島県の例ですけれども、ちょっと趣旨は違うかもしれませんが、出先機関の権限移譲を含めて、総合行政すなわち地方自治法第155条に基づく調整機能を持ったいわゆる一貫性のある、完結型の趣旨で知事は答弁していますよね。やはり一番大事なのは両地域の完結型システムを強化する。宮古地域、八重山地域のように沖縄本島から離れたところでの離島苦を含めて、そういう流れであるところの住民の声を反映する。単に事業を進めるだけじゃなくて、そこの地域性も生かしていく、歴史も生かしていく、文化も生かす、そういう面で地域完結型のシステムを強化するというの

が今の地方自治の流れではないんですか。

○宮城嗣三総務部長 先ほども申し上げましたけれども、平成12年以降は地方分権という流れが大きくございます。その中ではまさしくおっしゃるとおり、市町村が主体となって地域における住民サービスについては担っていくということになっております。そういうことから、地域における完結ということにつきましては、住民に最も近い一要素するに基礎自治体である市町村が積極的にこれからは行っていこうと理解しているところでございます。

○前田政明委員 沖縄県という特殊性、それから島嶼県であるということ、これは地元でも一それでは内閣府沖縄総合事務局との関係はどうなるのかという議論がよく出ますよね。すなわち沖縄県のこの特殊な状況、そういう状況を全体でカバーしながら、内閣府を含めて、沖縄県がやるべき仕事を補てんしながら強化していると。そうすると宮古・八重山地域においてもそれなりに歴史があるわけで、宮古・八重山地域の完結型、これをやはり県が援助をしながら、基礎的自治体が十分にできるように広域行政の県としても対等・平等に力を尽くしていく。そのためにはということ支庁長の統合というのが、権限を強めるということになったと思うんですよ。だから仮に今、内閣府沖縄総合事務局がなくなって、最も住民に近いから沖縄県のことは沖縄県でやりなさいとなった場合、どうなりますか。置きかえてみますと。皆さんの理屈で言うならば、身近な自治体で事を行うことが最もよいと言うならば、今の内閣府沖縄総合事務局との関係を含めて、どう説明するんですか。

○宮城嗣三総務部長 地方分権の流れの中では、国と市町村というのが大きな役割になってくるだろうと考えております。今は道州制の議論がなされてございますが、その道州制が県の役割を担うのか、国の役割を担うのか、まだ確かなところはございません。したがって、地方分権の流れの中では、どうしても市町村の権限強化というのは避けて通れないと理解しております。

○前田政明委員 三位一体の改革は市町村の強化と言いながら、財政的な真の地方自治の拡充として言われていた税財源移譲を伴う、地方自治として独自に税財源移譲を伴う分権というのはできていますか。三位一体の改革で沖縄県でどれくらいの財政的な負担減というのが起こっているのですか。それぞれ市町村でと言うならば、実質的には今言っている三位一体の構造改革、この行財政改革の見直しというのは実質的には地方自治の財政的にも大変削減されている

状況に追い込まれているのではないですか。今言っていることとやっていることは違うんじゃないか。

○宮城嗣三総務部長 三位一体の改革の話につきましては、国も非常に厳しい財政状況でございます。したがって、その厳しい財政状況の中で、ともに地方公共団体も同じような財政運営をしてくれという趣旨から行われたものと理解してございます。

○前田政明委員 今、カジノ資本主義の破綻、それからアメリカの戦争政策の破綻を含めて出ているのは、結局3兆円を税金の使い方として、米軍の基地をつくるために使う、福祉も毎年2200億円削る、後期高齢者もあると、これは全然話が違うじゃないかと。負担だけを地方自治体に求めて、財政的な措置はない。だから言っていることとやっていることが全く逆なんです。私はそういう面では三位一体の改革も破綻をした、そして小泉構造改革がやった市町村合併問題も含めて、實際上住民の立場から見たら市町村合併は一体何だったんだと。そういうことで小泉構造改革が破綻しているのははっきりしている。やはり私は真の地方自治というのは住民の声を反映する。そういう意味で1996年ですか、現在の総合調整機能を持った支庁長制度をつくったと。これは本当の意味での離島の完結型をやるためには、失ってはいけないものだと思うんですよ。だから改めてお聞きしますけれども、先ほど読み上げた当時の沖縄県の対応というのは、皆さんからすれば、いわゆるどういう評価になっているのですか。

○宮城嗣三総務部長 要するに地方分権改革の中では、これまでの国と県、市町村の上下関係という部分が大分改められております。従来は国から県が、県から市町村へという上下の関係ではございましたけれども、今後は県と市町村については対等な関係になってございまして、まさしく市町村が地域住民の声を反映し、行政を執行するという形になっていくだろうと理解しております。

○前田政明委員 沖縄県が強行しようとしている行財政改革、私に言わせれば地方自治の破壊につながるような支庁長の権限移譲を剥奪するやり方は時代の流れに反していると思うんですよ。先ほど言ったように、他都道府県のものを見ても地方自治法第155条に基づくと、総合事務所を含めてその総合調整機能、企画進行機能、危機管理機能、情報提供、市町村支援機能を含めて、この本庁との役割、地域に根ざした施行の完結型を目指すというのが出てきたんですけども、私はやはり宮古地域、八重山地域の沖縄県における歴史、それから群

島政府を含めてその後の米軍占領下の中での経過、そういう面で本当に1996年で支庁を新しくビルもつくってやるという面では私は歓迎された中身ではないかと思えます。この皆さんの選択については、この当初の趣旨をねじ曲げているという形で、私は極めて遺憾だということは述べておきます。

先ほどの話に戻りますが、それでは部長級は要らない、総合調整機能は要らない、直結型にすると。今行政で言われている行政の縦割り、行政の弊害というのは皆さんは行政の中では何か感じることはないんですか。

○宮城嗣三総務部長 調整機能は従前どおり確保したいと考えております。連絡調整機能につきましてはですね。ただ我々が申し上げておりますのは、平成8年度に組織編成したときの予算編成権、企画立案権、そういった権限について、本庁の部長クラスの権限は現時点では支庁長は有していないと理解してございまして、地元における連絡調整機能については従前どおり対応していきたいと考えております。

○前田政明委員 これについては地元からはそういう最初の目的や趣旨をそうでないようにしてきたのは沖縄県じゃないのかと。自分たちでそういうことにしておきながら、都合が悪くなったら支庁長そのものの権限も廃止するというようなことは身勝手だと言われておりますから、そこは指摘しておきます。それで、この地域一貫性の行政の中身としては今の体制がいいと思うんですけども、災害時ですね、緊急事態のときには対応すると言っておりますけれども、例えば新型インフルエンザ等が起こった場合にはどこが対応するのですか。新しい組織の中では。

○宮城嗣三総務部長 先ほどは災害については事務所長が対応すると申しあげましたけれども、前田委員御質疑の新型インフルエンザへの対応につきましては、沖縄県新型インフルエンザ対策本部設置要綱というのがございまして、要綱上は現時点でも保健所に現地対策本部を置き、対策を実施するという事になっているということでございます。

○前田政明委員 地元で話を聞いたら、新型インフルエンザその他の場合、保健所が中心になってやると。現在は支庁長の権限があって、全体的な対応というのは速やかにできる。しかし事務所長という場合には保健所長が縦割りでやるのかと。これはとてもじゃないけれども、全体の行政を動かさないといけないときに、本庁の今言ったところと、そういう対応だけでどうなるのかなと。

実際上は事務所長ですから総合調整機能を持っていない。それで保健所長がやるかといったら保健所長も限られている。全体の道路、空港、その他さまざまな行政との関係を含めてどうなるのかと現場から出ていたんですけども、これはどうなりますか。

○宮城嗣三総務部長 先ほども答弁いたしましたけれども、連絡調整機能については従前どおり事務所長に付与する。これにつきましては沖縄県行政組織規則で明記すると考えております。

○前田政明委員 現在の場合と変わらない状況で対応できるんですかと聞いているんですよ。

○宮城嗣三総務部長 対応できると考えております。

○前田政明委員 それでは、現在の支庁長と事務所長の権限の違いはなんですか。

○宮城嗣三総務部長 支庁組織改編後の所掌事務については、現在の支庁長、それから事務所長については連絡調整機能については変わりません。ただ、行政組織そのものにつきましては、例えば土木事務所や農林事務所については本庁に直結させるという部分がございます。

○前田政明委員 だから、皆さんのこの機構図を見ても全部直結でしょう。ということは、事務所長と今の支庁長の違いは何ですか。要するに総合調整機能は事務所長でもある、支庁長でもある、同じ権限なんですか。

○宮城嗣三総務部長 事業執行についての具体的な執行権限、例えば工事請負費等については本庁直結、それから予算についても本庁直結という考えでございます。ただ、現在の支庁長の機能でございます所管区域内の出先機関の統轄に関する事、それから地域開発の調整の推進に関する事、連絡調整に関する事につきましては事務所長の権限として、その中で位置づけると考えております。

○前田政明委員 それから参事監と支庁長の違いは何ですか。

○宮城嗣三総務部長 支庁長については部長職を充てるということは一応、内部の格付で部長クラスを充ててございます。今回の改編によりまして、事務所長につきましては統括監クラスに格付をしようと考えてございますが、先ほど説明いたしましたように、暫定的に参事監兼事務所長を配置して対応したいと考えてございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から参事監は部長クラス、統括監は次長クラスなのか、また現在部長クラスである支庁長を参事監、事務所長にした場合の権限の違いについて確認がなされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 休憩中に事務所長のことを聞いたんですが、事務所長というのは庁舎のビル管理の責任者ということですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から支庁長を事務所長に変更した後の組織形態や事務分掌等について追加説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 私が言っているのは事務所長はすなわち北部地区なら北部の事務所には事務所長というのはいないですよ。そこは税務課かどこかがビルの管理をやっている。宮古地域、八重山地域の支庁の事務所長というのとは違うということですよ。それで、参事監の権限というのとは、はっきり言って支庁長と同じような権限になると理解していいですか。

○宮城嗣三総務部長 組織的な話をすれば、支庁長と統括監というのは同じような組織形態になるかと理解をしてございます。参事監の議論につきましては事実上の問題でございまして、例えば課長クラスと統括監クラスと比較をし

ますと、当然課長から統括監に昇任するわけでございまして、行政経験というものから当然課長よりは統括監のほうが行政経験が豊富であろうということで、両事務所については統括監クラスにしますけれども、行政経験という観点からしますと、暫定的に部長クラスの参事監を配置したいと考えているところでございます。

○前田政明委員 新聞報道によりますと、大濱石垣市長が理解を示す条件として、改編後に出先機関の長が1億5000万円までの予算執行権を保持することや現在の支庁の機能を低下させないこと、県が管理する云々と。そういう面ではキーワードは参事監ですよ。部長クラスを皆さんが配置するということが、前の11月定例会後、私たちに示している新たな事実でもありますし、新たな出来事ですよ。この参事監というのは、きちんと部長クラスに準ずる人を配置するという事はもう決定済みなんですか。

○宮城嗣三総務部長 今お願いしてございますのは組織の議論でございます。宮古支庁、八重山支庁を宮古事務所、八重山事務所に改編をしていただくという議案を提案してございます。これは組織の話でございます。参事監を配置するかどうかにつきましては、これは人事上の問題でございまして、極めて組織とは別の議論でございまして、たまたま長年部長クラスを配置してきたという前提がございまして、部長クラスから統括監へ移るという経過措置として、ことしの4月には参事監を配置し、地元を支障がでないような形で対応したいと申し上げてございまして、参事監を配置することについては地元から条件づけということにはございません。

○前田政明委員 皆さんとしては首長に言って、いろいろと話をして苦渋の選択かもしれませんが、本音としては竹富町長も言っているように残してほしいというのが本音だと。皆さんは当面は住民の皆さんの反対の声が強いから、わからないけど部長クラスらしき参事監というのを当分置きますよと、当面の宮古・八重山地域の皆さんを納得させる手段として取り出してきている中身なんですか。

○宮城嗣三総務部長 支庁組織改編後も我々としては地域住民のための行政執行能力については低下させるつもりはございません。したがって、我々としては統括監クラスの事務所長を配置して十分だということで議案を提案してございますが、ただ懸念されますことは従来の部長クラスの支庁長が持っている

た地域住民からの愛着と申しますか、そういう部分がまだ地元から払拭されていないようにございますので、行政経験という観点からしますと、いきなり統括監ということではなくて、暫定的に部長クラスを配置し対応したいということでございます。

○前田政明委員 私からすれば皆さんが言っているのは道理がないんですよ。要するに総合調整機能がありません、しかし先ほど申しましたように当初の趣旨は地域にいわゆる支庁長の総合調整機能を高めて、両地域の地域完結型システムを強化する。これまで本庁に留保されていた権限を大幅に支庁長に移譲する。そしてソフトとハードの面も一緒になって、地域住民の意向を反映したそういう事業ができるようになるというのが目的ですよ。そしてそのためにはきちんと役職上も部長クラスを配置する。企画部長の下に置かれている2分の1部長として、本来の権能がなかなか生かされない。そういうことで本来ならば議会での答弁、やはり宮古・八重山地域の実情についても現場にいる支庁長が答弁できるような庁議に加わるとか、本来の部長の権限全体を活用する役割が果たされるべきだったのではなかったでしょうか。そういう流れの中で、やはり宮古・八重山地域という沖縄県の中でも離れているところで、それぞれ伝統や文化がある。そしてやはり支庁長というのは親しまれて、全体的な総合調整の大きな役目を果たしてきたと私は現場で意見を聞きました。一つ一つやるためにも全部が集まって、議論をして、支庁長がまとめるというのはいろんな意味で視野も広がるし、そういう全体的な流れがつくられてきた。これは失ってはならないものだと言っておりました。全国的にはさっき言った総合調整機能、地方自治法第155条の一元執行する完結型体制が地方自治の真の姿だという意味で、本来の地方自治の拡充、すなわち財政も権限も移譲されるという方向に努力するのと、そうでなくて相変わらず破綻した三位一体の構造改革の地方自治破壊、住民の声を最も調整するそういう大事な砦を失おうとしていることは許されない。そういうことで、先ほどの継続審議の中での八重山毎日新聞に次には何を失うのかということで、実質的にはいろんな行財政改革の嵐が、県立図書館の八重山分館の廃止だとか、そういうことが危惧されている。そういう面から私はやはり今の選択は間違っている。参事監という形でごまかして、当面の両地域の住民の声を抑えようとするというやり方は私は通用しないということをお願いして終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、平成20年第4回議会乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決方法について協議する)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

これより平成20年第4回議会乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 住民自治の流れに逆行していると思いますので、反対討論は本会議で行いたいと思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより平成20年第4回議会乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 挙手多数であります。

よって、平成20年第4回議会乙第1号議案は、原案のとおり可決されました。
新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 附帯決議の動議を提出いたしますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、附帯決議案を配付)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

ただいま可決された議案に対し、新里米吉委員から別紙のとおり附帯決議案が提出されております。

なお、附帯決議案は、お手元に配付してあるとおりであります。

よって、この際、平成20年第4回議会乙第1号議案に対する附帯決議を議題として、提出者から提案理由の説明を求めます。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** この附帯決議案については、地元が今回の支庁組織改編に関して非常に懸念している内容等を整理して、1項目から4項目までに整理をいたしました。そのことを附帯決議で可決することによって、条例案に対する地元の理解が深まるものと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**當間盛夫委員長** 以上で、新里米吉委員の附帯決議案の提案理由の説明は終わりました。

これより、平成20年第4回議会乙第1号議案の附帯決議に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 これは附帯決議に書いてあることがなければ、当局はやらないのかということで、我が会派としてはこの附帯決議の意味がわからない。要するに住民サービス向上を行うこととか、宮古・八重山地域の振興発展に努めることとかは当たり前のことで、先ほどの質疑の中でも答弁されていることで、わざわざ附帯決議をしなければできないのかということで持ち帰りましたら、これがなければできないのかということをもまず聞いたらどうかということで、これはぜひ聞いてくれということだったので、住民サービス向上を図ることというのは当たり前で、宮古・八重山地域の振興を図ることは当たり前で、先ほどの質疑の中にもそれぞれ出ておりましたので、何のための附帯決議なのかという趣旨は聞いたほうがいいのではないかとということでしたので、そこをお聞きしたいと思います。

○新里米吉委員 この問題については去る11月議会で、地元からの理解ということで、我々野党の総体の意思として十分に合意形成されていない。その合意形成されていない中で懸念されていたことがこの部分だったと理解しています。とりわけ3項目、4項目ですよ。1項目、2項目は確かに当然のこととは言え、やはり附帯決議に入れるときに原則的なある意味では当然と言われることも入れておかないといけませんし、3項目、4項目についてはどうも県の側もまだあの時点ではそれほど明確に書かれているような内容がなかったと私は理解しています。そういうことで、地元の皆さん、あるいは地元選出議員の皆さんとも話し合いをしましたら、この3項目、4項目が附帯決議が出て、しっかりとそのことを議会の意思として反映させてほしいという話を受けていますので、それを入れて議会の意思として附帯決議を持っていくということがいいという判断をしています。

○前田政明委員 私どもとしては、これは書かなくても当然のこと、質疑の中でも明らかになっていることですから、わざわざ書く必要はないと思います。それと、やはり改めてこういうことを書くこと自体が、果たして宮古・八重山地域の皆さんに対する県議会としての意思になるのか。わざわざこのようにして書かなければいけない事情というのはないのではないのか。ここに住民サービスの向上とか、宮古・八重山地域の振興に努めるということを書かなければいけないような逆の意味でどう受けているのかなということがありました。これは当然沖縄県民であれば、それぞれ宮古・八重山地域を含めて得られることであるということで趣旨はわかりました。一応、我が会派としてはやはり当然

のことではないのかと。そういう面で改めてわざわざ附帯決議ということではなくて、そうであるならば総合調整機能、参事監はやはり現行制度で十分に確保されるのではないのかというのがありました。意見を述べて終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、平成20年第4回議会乙第1号議案の附帯決議案に対する質疑を終結いたします。

これより、新里米吉委員から提出された平成20年第4回議会乙第1号議案の附帯決議案について採決いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 挙手多数であります。

よって、本附帯決議案は、可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫